

## 日高市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、日高市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進するため、市内における既存木造住宅の耐震改修等に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 日高市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年告示第35号。

以下「耐震診断要綱」という。）第2条に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の建築物について原則として、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所に所属し、かつ、同法第2条第1項に規定する建築士が総合評価が1.0以上になるように行った改修の設計に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者が工事を実施し、当該建築物の耐震性を確保することをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断要綱第3条に規定する補助対象建築物で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物を所有し、かつ、申請時に納期が到来している市税の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象建築物1戸につき、耐震改修に要した費用（床面積1平方メートルにつき3万2,600円を限度とする）に補助率2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内業者（市内に事務所を有する住宅建設関連業者等で、建設業法に基づく許可を受けた法人又は個人をいう。）により耐震改修を行う場合の補助金の限度額は、前項に定める補助金の限度額に10万円を加算した額とする。

3 同一の補助対象建築物に対する補助金の交付は、1回とする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

(1) 付近見取図、配置図及び各階平面図

(2) 耐震診断の結果報告書の写し

(3) 耐震改修後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容が分かるもの

(4) 工事の見積書の写し（耐震補強に係る部分）

(5) 工事を実施する建設業者の建設業許可証の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の交付決定通知書の交付を受けた補助対象者（以下「補助決定対象者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、日高市木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書（様式第3号）に第6条第2項に規定する書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定したときは、日高市木造住宅耐震改修補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、補助決定対象者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、日高市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、当該申請に係る耐震改修が適切に行われているかどうか必要に応じて現地調査を行うことができる。

(報告書の様式)

第11条 規則第12条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、耐震改修の完了後30日以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震改修に要した費用の内訳書及び契約書の写し
- (2) 耐震改修に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事の内容が分かる工事状況写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第12条の規定により報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日高市木造住宅耐震改修補助金確定通知書(様式第7号)により補助決定対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定対象者は、前条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに日高市木造住宅耐震改修補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。